

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋（南東部）屋外の雨水処理配管及び弁に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	H20.1.4再審議にてキャンセル (H19.7.9 No.4に統合)
2	3号機	原子炉隔離時冷却系蒸気漏洩検出器（111D）点検において、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
3	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン潤滑油戻り弁のグランド部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
4	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）入口配管空気抜き弁に操作不能（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	5号機	5・6号機チェックポイントの入退域管理装置（17・18）において、タッチパネルの不具合による「通信エラー」が認められたため、当該タッチパネルを交換	C	
6	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（B）出口圧力計のガラスカバーの脱落が認められたため、当該ガラスカバーを取付	D	
7	5号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水ポンプ（B）潤滑油補給口付け根部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	復水試料採取系溶存水素サンプル流量指示計点検において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該流量計を修理	D	
9	6号機	蒸気式空気抽出器室監視用テレビモニタ操作卓電源スイッチの表示ランプに不点灯が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
10	6号機	中央操作室出力領域モニタ盤内制御棒引抜監視装置（B）点検において、制御基板の不具合による動作不良が認められたため、当該基板を交換	D	
11	6号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器出口圧力制御弁等（45台）の弁駆動部点検において、計装付属品等に摩耗等が認められたため、当該計装品を点検・修理	D	
12	6号機	中央操作室残留熱除去系制御盤システム電源回路のケーブル端子に接触不良（ガタつき）が認められたため、当該端子接続部を点検・修理	D	
13	6号機	湿分離器ドレン第3給水加熱器（B）入口弁等（3台）駆動部点検において、電磁弁にエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
14	6号機	低圧炉心スプレイ系封水ポンプ試運転において、ポンプ軸シール部より水の滴下（1滴/2秒）が認められたため、対応検討	C	
15	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）使用済樹脂供給機入口ダンパに動作不良（閉固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
16	その他	海生物処理設備脱臭炉重油燃焼空気ファン駆動用電動機の軸受部に異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで